

レンタル契約約款

第1条 (総則)

お客様（以下甲といいます）はデータウエスト株式会社（以下乙といいます）に対し、レンタル契約約款（以下約款といいます）を承諾する旨の文書を発行し、別段の定めのない限り、レンタル契約の個々について当該約款を適用するものとします。

第2条 (物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル申込書に記載するレンタル物件（以下物件といいます）を貸貸し、甲はこれを貸借します。

第3条 (レンタル期間)

- レンタル期間はレンタル申込書に記載する期間とし、甲に物件が到着した日をレンタル開始日とし、甲が乙へ当該物件を送付した日をレンタル終了日とします。物件の引渡し及び返還に要する運送費等の諸費用は甲の負担とし、最初のレンタル料金支払時全額支払うものとします。
- この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める所定の手続き以外の方法でレンタル期間満了の日まで解除、又は終了させることができません。
- 使用開始後のレンタル期間の延長は、所定の手続きを行う事で10日単位で延長可能とし、申し込み手続きの際（預り保証金）の台数と同等台数以外は、延長はできないものとします。延長により預り保証金が不足する場合は、甲は速やかに不足金額を入金し、所定の手続きを行うものとします。

第4条 (レンタル料金)

- 乙はレンタル料、運送諸経費、預り保証金、その他代金等をレンタル契約日に有効な料金表（以下料金表といいます）に基づき算出して甲に対して提示し、甲はレンタル申込書に記載された当該料金を乙に対して支払います。また、それらに関する支払手数料は、甲の負担とします。
- 甲は乙の発行する請求書に基づいて、請求書記載の金額を請求書記載の支払期日までに乙の指定する銀行口座に振込むものとします。
- 乙が物件を送付した時点で物件の使用の有無に関わらず料金表に基づくレンタル料金が発生し、これを減額することはできないものとします。
- レンタル料金は原則として10日単位とし、レンタル期間が10日に満たない端数がある場合も日割り計算はしないものとします。
- レンタルの精算（レンタル期間料とそれに伴う諸費用）はレンタル精算内容を甲に通知し、異議が無い場合は確定とします。

第5条 (消費税の負担)

消費税は甲が負担します。レンタル期間中に消費税額の増額があった場合は、甲は乙の請求により、直ちにその増額分を乙に支払います。

第6条 (相殺の禁止)

甲はレンタル契約に基づき乙に対し負担する債務を乙または乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

第7条 (保証金)

甲は乙のレンタル契約に基づく物件借用の担保として保証金を乙に差し入れ、乙はこれをレンタル料金等、甲の乙に対する一切の債務に充当できるものとします。但し、新規レンタルの預り保証金には充当できません。当該保証金には利息はつきません。

第8条 (担保責任)

- 乙は甲に対して、物件引渡し時に物件が乙指定の環境において乙が定めた仕様に従った性能（以下性能といいます）を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 甲が乙から物件の引渡しを受けた後、48時間以内に物件の員数につき不足の申し立てがなかった場合は、物件はレンタル申込書のとおり乙に引渡されたものとします。
- 甲が乙から物件の引渡しを受けた後、48時間以内に物件の性能の欠陥につき申し立てをしなかった場合は、物件は正しい性能を備えた状態で甲に引渡されたものとします。

第9条 (担保責任の範囲)

- レンタル期間内に甲の責によらない事由で生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を修理または取り替えるものとします。それに伴う物件の使用不能についての責任を負いません。乙は本項に定める以外には物件の担保責任を負いません。

第10条 (レンタル物件の使用保管)

- 甲は物件を最善な管理をもって使用保管するものとします。甲の使用保管が原因により物件に汚損や破損が生じた際は、乙は修理にかかる費用を甲へ請求できるものとします。
- 甲は乙の書面による承諾を得る事なく物件を転貸・改造・変更する事勿論、物件を乙の書面による許可を得ることなく所定の設置場所以外に移動することはできません。又、甲は物件に貼付された乙の所有権を明示する標識・調整済の標識等を除去・汚損しないものとします。

第11条 (レンタル物件の国外使用)

- 甲はレンタル物件を日本国内においてのみ使用することができます。

- 甲がレンタル物件を日本国外に持ち出す場合あるいは、使用する場合は、別途海外用レンタル契約約款に基づくものとし、このレンタル契約約款には、適応しないものとします。

第12条 (地図の著作、使用权)

- 物件の地図の著作権、その他の権利は全て乙に帰属します。
- 甲は物件の地図を複製、編集（改造、改変）、使用することはできません。

第13条 (ソフトウェアの複製等の禁止)

- 甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことを禁じます。
 - 有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用权設定を行うこと。
 - ソフトウェアの複製、編集（改造、改変）を行うこと。
 - ソフトウェアに関してリバースエンジニアリングを行うこと。

第14条 (情報)

甲により乙に返還された物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し、返還、修復、削除、賠償などの請求を行うことはできません。

第15条 (レンタル物件の滅失、毀損)

甲の責に帰すべき事由により物件が滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます）し、あるいは毀損（所有権の侵害を含みます）した場合、甲は乙に対し代替物件（新品）の購入代金相当額、または物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償します。物件の購入、修理代相当額が預り保証金を超える場合には、甲は不足金額の入金を行うものとします。又、返却時に物品の欠品が生じた場合は、7日以内に乙に返却すること。7日以後の場合はこの条項に適用します。この場合、甲は、物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料金の支払い義務を免れません。

第16条 (甲から解約)

- 甲はレンタル期間中といえども、レンタル契約の解約を申し出ることができます。この場合甲が物件を乙に送付した日付をもって解約日とします。
- 前項によりレンタル期間終了前にレンタル契約を解約する場合、甲は乙所定の精算金を直ちに支払うものとします。

第17条 (乙から解約)

- 乙は物件に第9条に定めるところによる性能に欠陥があり、物件の修理又は取り替えに過大な費用又は時間を要するときは、その旨を甲に通知して、当該レンタル契約を解約することができます。
- 乙は前項に従い当該レンタル契約を解約した場合は、甲は直ちに物件を乙に返還するものと、甲は乙に物件によって発生した損害賠償を求めないものとします。

第18条 (失権及び期限の利益の喪失)

- 甲が次の各号の一つに該当するに至った場合は、乙は催告をせずにレンタル契約を解除することができます。ただし、乙の損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - 甲がレンタル料金の支払を1回以上遅滞したとき、その他レンタル契約の条項に違反したとき。
 - 甲が支払を停止し、または手形交換所の不渡りを受けたとき。
 - 甲が破産、民事再生、会社更生、整理等の申し立てをなし又は受けたとき。
 - 甲が事業の休業止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
 - 甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受けたとき。

第19条 (物件の譲渡等の禁止)

甲は、物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権、譲渡担保権、その他一切の権利を設定することはできません。

第20条 (合意管轄)

レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とします。

第21条 (レンタル料金表、特約条項)

- 甲は乙から、乙所定のレンタル料金表を受領し、説明を受け、了承するものとします。
- 本約款の各条項に定めていない事項、又は本約款の各条項と異なる取決めについては、レンタル申込書の特約条項に定めるところによります。

第22条 (特約条項)

レンタル契約について、甲、乙合意の上別途書面により特約を定めた場合は、その特約はこのレンタル約款に優先して適用されるものとします。

第23条 (その他)

キャンペーン、特定商品販売等に応じて、専用申込書を優先するものとします。

以上